

第10条 各構成員は、委託業務の契約の履行及び下請契約その他の委託業務の実施に伴い当企業体が負担

する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、とし、共同企業体の名称を
冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、業務完了のとき、当該委託業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 当該委託業務を受注するために要した経費を、構成員全員の合意により当該委託業務の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第 13 条 前条第 1 項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第 8 条の規定による出資の割合によって、利益の配当を受け又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 14 条 この協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 15 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第 8 条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 15 条の 2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 16 条 構成員のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第 15 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 16 条の 2 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 17 条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき、かしあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 18 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

他 社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため北見地区消防組合管理者に提出する。

年 月 日

特定委託業務共同企業体

代表者	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	印
構成員	所在地 商号又は名称 代表者職氏名	印